

来賓挨拶



特許庁長官

伊藤 仁



■ はじめに

特許庁長官の伊藤でございます。本日は特技懇の懇親会にお招き頂きまして、誠にありがとうございます。

伝統ある特技懇の場で挨拶をさせていただくことを光栄に思います。まずは長年にわたり知的財産行政に貢献されてきた諸先輩方に心から敬意を示すとともに、庁内で日々業務に励んでいる会員の皆様にお礼を申し上げます。また、震災後延べ200名の審査官の皆様が被災自治体に派遣されていることにつきまして改めてお礼申し上げます。

本日は、特許庁の審査官、審判官をはじめ、多くの先輩の方々、裁判官、審議会委員や関係諸団体の皆様など、我が国の特許制度を支えてくださっている皆様にご出席いただいております。特技懇の懇親会がかくも盛大に催されますことを、心からお祝い申し上げます。

また、本日は経済産業省・特許庁の幹部の大異動の日とも重なることとなりました。

国会が3ヶ月間延長され、職務発明の見直し、PLT、STLT加盟のための特許法の改正は既に成



立いただきましたが、経済産業省の関係では法案が未だ審議中という中で、7月の末というタイミングになりました。

新たな布陣でチームワークをさらに強めて難題に向かってまいる所存です。

そして、木原特許技監、土井審判部長、保倉審査第一部長は現役をご卒業になられます。本当に長年にわたりありがとうございました。今後は厳しいOBとしてJPOの応援をいただきたいと思っております。

■ 知的財産システムの強化

さて、今年、我が国で産業財産権制度が確立されてから130年となる節目の年です。これまでの我が国の発展の基礎を支えてまいりました。一方、近年、経済のグローバル化が著しく進み、情報通信技術の革新がさらに拍車をかけています。

このような厳しい情勢の中、特許庁では長期を見据えつつ知的財産行政の前進に取り組んでおります。

その一番目が、「世界最速・最高品質」の知財システムの実現です。特許審査官の皆様のこれまでのご努力が結実し、見事FA11の目標を達成することができました。次なる目標として、特許の権利化までの期間を平均14か月以内とすること、また「強く・広く・役に立つ特許権」を付与して質の高い審査結果を国内外へ発信することを定め、その実現に向けて日々取り組んでいただいているところです。

第二に、知財システムの国際化の推進です。これまで、特許審査ハイウェイを開始し、グローバルに活動する我が国企業の事業展開を支援してきました。そして、まさに明日(平成27年8月1日)から、米国特許商標庁との「日米協働調査」が始まります。この審査協力の強化により、我が国企業は、より強く安定した権利を日米両国で早期かつ同時期に取る



ことが可能となります。JPOの審査結果に対する諸外国からの信頼がさらに高まるものと期待しております。

また、ハーグ協定に基づく国際意匠登録の出願の受付が5月に開始されました。各国での意匠権取得を容易にするこの制度を効果の高いものとするため、実体審査制度を支える意匠審査官の活躍がさらに期待されています。

第三に、政府は、今年を地方創生元年と位置付け、各地域がそれぞれの特徴をいかした自律的な社会の創生を後押ししております。特許庁は、地域の中小企業の特許・意匠などを活用・促進させるため、全国各地における特許等の面接審査、巡回審判等の充実を図るとともに、各地域において独自の知財支援策を強化しているところです。審査官、審判官の皆様は、地方創生の面でも、大きな活躍が期待されていると言えます。

■ 最後に

特許庁が直面する諸課題に対応し、その使命を果たすためには、審査官、審判官一人ひとりの力量の向上が何よりも重要です。審査官、審判官の皆様には、この動きの速い、そして複雑な事象に対する洞察力を磨くよう、自信をもって日々まい進していただきたいと思っています。

最後になりますが、今年度、特技懇は86名の新入会員を迎えたことを誠に嬉しく思います。また、かくも盛大な会合を準備し、円滑に運営されている幹事の皆様に感謝を申し上げます。審査官・審判官の研鑽の場であるとともに、知的財産に関わる皆様との交流の場である特技懇が、今後もますます発展していくことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

